

松阪市北部学校給食センター整備事業 入札説明書等に関する質問回答（第2回）

<入札説明書に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	15	第4・4・(2) 設計企業及び調理設備企業	「建設企業及び調理設備企業に係る契約保証金」とありますが、調理設備業者は単体で市と契約するのでしょうか。	建設企業及び調理設備企業が、市と建設工事請負契約を締結するものです。

<要求水準書に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	9	第2・7・(1) 提供食数	「アレルギー対応食は除去食とし」とありますが、献立1種に対して最大何種類程度の除去食を予定されていますか。	献立により異なるものと考えられますが、献立1種に対して、最大で2品目程度において除去食となることが想定されます。
2	16	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	検収室に表記されている皮剥室が野菜類下処理室にも表記がありますが野菜下処理室にも必要なのでしょうか。	検収室には、泥付の野菜を処理スペースとピーラー等を設置し、野菜下処理室には、ピーラーを使用しない野菜の皮むきの作業スペースを確保してください。
3	11	第3・4・(3) 申請等業務	回答に「申請者が市長となるため、建築確認申請の行為としては、「計画通知」として、市へ申請してください。」とありますが、短い設計・建設の事業期間を考慮し、審査期間を一般的な期間である2ヶ月として見込んでよろしいでしょうか。もしくは審査期間をご提示いただけませんかでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	16	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	調理食材入荷のトラックについて、食材を納入するトラック等から食材納入を行うためのプラットホームとするとありますが、トラック一台あたりのサイズ及び最大積載重量をご教授ください。	納入業者により使用される車両は異なりますが、最大で2tロングトラック（W1,920mm×D6,390mm×H3,120mm程度）となるものと想定されます。
5	16	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	調理食材入荷について、食材の納品・検収時間を考慮し、短時間で作業を完了させることができるように十分な広さを確保することとありますが、午後の食材入荷頻度をご教授下さい。	冷凍食品類・野菜類（主に根菜類）・乾物・缶詰・油等の前日納品されるものについては、概ねすべての給食実施日の前日午後に納品・検収が行われるものと考えてください。その他、要求水準書P.58の「表 主要食材の納品形態」をご参照ください。
6	17	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	洗浄室に「洗浄を、2時間程度で完了できる洗浄機」とありますが、洗浄機単体での完了時間ではなく、洗浄・消毒システムとして確実に洗浄・消毒が行える提案をさせて頂いてもよいでしょうか。	本件施設で用いる洗浄・消毒システムは、事業者の提案によるものです。
7	17	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	洗浄室に洗浄機の仕様として「給排気設備は独立した系統とすること」とありますが、給排気設備を必要としない、より良い機械をご提案させていただいてもよいでしょうか。	洗浄機に係る給排気設備は、事業者の提案によるものです。

No.	頁	項目	質問内容	回 答
8	17	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	お米の入荷について、米は週1回の納品予定であるとありますが、午前、午後どちらの時間帯での入荷でしょうか。また、1回あたりの入荷量及び入荷用トラック一台あたりのサイズ及び最大積載重量をご教授下さい。	米の納品については、午後を予定しています。 また、1回当たりの入荷量は1.5t程度で、最大で2tロングトラック(W1,920mm×D6,390mm×H3,120mm程度)となるものと想定されます。
9	17	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	米の納品について、米は、週1回の納品予定と記載されておりますが、納品される時間は、午前午後、どちら想定されているかをご教授ください。	上記No.8の回答をご参照ください。
10	18	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	煮炊調理室に「手切りをするために使用する台」とありますが、煮炊調理室で手切りをされるのでしょうか。	原則として、食材の切裁等は上処理室で行いますが、必要に応じて、煮炊調理室で切裁等を行う場合を想定するものです。
11	21	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	トイレについて、「市職員・事業者職員・来場者用トイレを男女別に設置」とありますが、市職員・事業者職員・来場者用をそれぞれ設けるという理解でよろしいでしょうか。	原則としては、ご理解のとおりですが、諸室の配置によっては、事業者職員トイレと来場者用トイレを兼ねることも可能です。
12	21	第3・5・(2)・⑦ 諸室の概要及び要求事項	会議室兼研修室について、「避難者用の外階段を設置する」とありますが、外階段から廊下経由で会議室兼研修室にアクセスする計画としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	24	第3・5・(5)・② 電気設備	「②電気設備 イ. 非常用発電設備 表 非常用発電回路とする負荷」の負荷の種類 厨房機器において、負荷の内容に冷蔵庫、冷凍庫等とありますが、これは施設内の全ての冷蔵庫、冷凍庫を指すのでしょうか。	食材及び保存食を保管する冷蔵庫、冷凍庫を対象としてください。
14	29	第3・5・(6)・① 基本的な考え方	「冷蔵・冷凍設備は、食数に応じた十分な広さがあるものを用途別に整備し、共用を避けること。」とありますが、デザート類はセンターに一括納品でしょうか？もしセンターなら一時保管場所は冷凍庫、冷蔵庫どちらの設備が必要でしょうか？	学校給食に提供されるデザート類は、本件施設に納入された後、その他調理済み食品とともに、本件施設から各学校へ配送されます。 また、デザート類の一時保管場所としては、冷蔵庫を想定しております。
15	30	第3・5・(6)・②・ア 人(従業員)の動線	「各作業区域の入り口には、手洗い・消毒等の洗浄設備、エアシャワー、エアカーテン等を設けること」とありますが、汚染作業区域への入口にも、エアシャワー、エアカーテン等は、必要でしょうか。	汚染作業区域の入口へのエアシャワーやエアカーテンの設置は、事業者の提案によるものです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
16	31	第3・5・(6)・③・ア・b キャビネット・本体部分	「扉の裏側には、ステンレス板を枠の上に折り曲げてあり、ふちが扉の裏側に面しない構造であること」について図示してお示しただけでないでしょうか。	キャビネットにおいて、外部からキャビネット内部への水等の浸入を防止する構造とすることを求めるものです。
17	31	第3・5・(6)・④・ア・a 冷蔵庫、冷凍庫	抗菌仕様の製品の取扱いが無い冷蔵庫・冷凍庫メーカーが多いようですが抗菌仕様以外のコーティング仕様でのご提案をさせて頂いてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	32	第3・5・(6)・④・ア・c 加熱機器・その他	加熱機器・その他の仕様において「設備配管等が機外に露出していない構造」とはどのような構造でしょうか。具体的にお示しください。	設備配管等について、作業に支障を生じないとともに、火傷等の事故が生じない構造を求めるものです。
19	32	第3・5・(6)・④・イ・a 冷凍冷蔵庫等	冷蔵庫の仕様「温度を記録する」というのは温度管理システムを導入するということを指しているのでしょうか。	冷凍冷蔵庫の温度を記録することを求めるものであり、温度管理システムの導入は、事業者の提案によるものです。
20	34, 35	第3・5・(10)・③ 駐車場	「市職員用として10台、外来者用として5台の駐車スペースを設置し、障害者用駐車スペース(1台)は施設エントランス付近に配置」とありますが、障害者用駐車スペース(1台)は外来者用5台に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	35, 36	第3・5・(10)・⑩ 構内舗装・排水	「植栽帯以外は透水性舗装を行うこと」とありますが、大型車両の切返し部分など透水性舗装が適切でない部分もあると考えられます。その場合、適切な排水計画を行うことで透水性舗装ではない舗装とすることも可能でしょうか。	植栽帯以外については、透水性舗装に加え、車両動線や用途を考慮した適切な舗装計画を提案ください。
22	49	第5・10・(2)・イ 定期清掃業務(給食エリア内)	配膳室の定期清掃は、外部業者による清掃までは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	58	第6・6・(3)・② 食材等調達及び食材等検収	チリメン・切干し大根等の乾物は、異物除去のため2～3日前に納品する。とありますが、異物除去作業を行う場所は、どこを想定されているのでしょうか。また、その作業は、前日に行ってもよろしいでしょうか。	検収室等で乾物の異物除去作業を行うことを想定しています。また、乾物の異物除去作業は、食材として使用するまでに行うものとし、使用する前日であっても構いません。

No.	頁	項目	質問内容	回答
24	64	第6・10・⑥ 使用水の安全確保	受水槽を設ける場合の c. 年3回の定期点検について、具体的にどのような定期点検をイメージされておりますでしょうか。また d. 年2回の水質検査との違いについてご教示ください。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、水質検査を年3回（6ヶ月に1回×2、消毒副生成物12項目を6月～9月の間に年1回）実施することを求めるものです。
25	別紙2	造成計画平面図	調整池の造成レベルをご教示ください。また、調整池の周囲に擁壁の記載がありませんが、周囲とのレベル差をどのように解消される計画かご教示ください。	調整池については、池底高1.0m、天端高3.2mとし、コンクリート擁壁で構築する計画としています。
26	別紙5	食器・食缶等一覧表	食器食缶等一覧表の寸法は参考として、提案させて頂いてよろしいでしょうか。	食器・食缶等の寸法及び容量については、要求水準書別紙5を前提に、詳細は協議によるものとしています。
27	別紙5	食器・食缶等一覧表	学校別の配膳用ワゴンの台数を教えてくださいませんか。	学校別の配膳用ワゴンの台数については、「別紙1 配膳用ワゴンの台数」をご参照ください。
28	別紙6	園児・児童・生徒数及び学級数の現状	幼稚園職員用給食の食缶は、各クラスと別に必要でしょうか？	幼稚園職員用の食缶については、別途用意する必要はありません。職員は、クラスに分かれて喫食しています。
29	別紙6	園児・児童・生徒数及び学級数の現状	小学校、中学校の特別支援学級は、普通学級、職員と別に食缶が必要でしょうか？	小学校、中学校の特別支援学級の食缶については、別途用意する必要はありません。各クラスに戻り喫食しています。
30	別紙7	園児・児童・生徒数の将来見込み	4500食時の配送コンテナの台数をお示しください。	配送に用いるコンテナの調達も本事業に含むものであり、仕様や台数は事業者の提案によるものです。
31	別紙10	什器・備品一覧表	靴洗い機 1台とありますが、どのようなものを想定されておられるのでしょうか。	調理員等の靴を洗浄するものを想定するものですが、仕様等は事業者の提案によるものです。
32	別紙10	什器・備品一覧表	洗濯室・乾燥室の什器・備品に靴洗い機とありますが、これはどのような機器を想定されていますでしょうか。仕様等ございましたらご提示願います。	上記No.31の回答をご参照ください。
33	別紙10	什器・備品一覧表	洗濯室・乾燥室において「靴洗い機」とありますが、一般的に販売されている「靴洗い機」では一度に2足までしか洗浄ができません。同時に2足以上の洗浄を予定されておりますでしょうか。その場合、時間が掛かることが想定される為、手洗いになります。短時間で多くの靴が洗浄できる洗浄用の専用シンクへの変更をご検討頂けますでしょうか。	上記No.31の回答をご参照ください。

No.	頁	項目	質問内容	回答
34	別紙 10	什器・備品一覧表	洗濯室・乾燥室において「48 人分の靴保管庫」とありますが、見学者用の靴を想定されておりますでしょうか。	調理員等の靴を保管することを想定するものですが、設置する場所については、洗濯室・乾燥室に限るものではありません。

<建設工事請負契約書(案)に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	2	第4条	<p>履行保証保険契約について、建設企業のみが保険契約者となって締結(保険金額が請負代金額の10分の3以上となる履行保証保険契約1本を締結)することは可能との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、建設企業、調理設備企業がそれぞれ別々に保険契約者として、履行保証保険を締結(保険金額の合計が請負代金額の10分の3以上となる履行保証保険契約2本を締結)しなければならないのでしょうか。</p> <p>本事業の場合、調理設備企業の参加資格条件は、松阪市物品・業務委託競争入札参加資格者となっており、工事請負契約の成立が困難であると想定されることから、履行保証保険は、建設企業のみが保険契約者となって締結することを認めていただけないでしょうか。</p>	<p>履行保証保険契約については、保険金額が規定する金額以上であることを条件とし、建設企業あるいは調理設備企業のいずれか1者が保険契約者となる場合であっても、建設企業及び調理設備企業の両者が保険契約者となる場合であっても、いずれの場合でも構いません。</p>
2	10	第28条1項	<p>「・・・その損害(第45条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち・・・」との記述について、「第45条」は「第50条」ではないかと思われませんかでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

<入札説明書様式集に関する質問回答>

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1		様式3 応募グループの構成員表、 様式4 応募グループの構成員の概要、 様式5 「構成員等の制限」に係る確認書	複数枚になる予定ですが、通し番号を記載する対応で宜しいでしょうか。	「様式3 応募グループの構成員表」、「様式4 応募グループの構成員の概要」及び「様式5 「構成員等の制限」に係る確認書」において、通し番号は不要です。
2		様式4 応募グループの構成員の概要	納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税の未納の税額がないことを証明する書類、本店（支店名で応募する場合は支店）が所在する都道府県及び市町村の納税証明書、入札公告日以降に交付されたもの）とありますが、納税証明書その3の3及び都道府県税及び市町村税の未納の税額がないことの証明として「法人事業税」「法人住民税」の納税証明書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3		様式4 応募グループの構成員の概要	7項目「その他」の欄に記載する内容をご教示ください。	「その他」欄は、直近3期内で会社組織の変更があった場合等、何らかの追記が必要な場合のみ使用してください。
4		様式5 「構成員等の制限」に係る確認書	(商号又は名称)のカッコ内に企業名を記載する際、株式会社は(株)と略した表記でも宜しいでしょうか？ また、複数枚になる場合、袋とじし、契印を押印する事として宜しいでしょうか。 また、契印は代表企業のみで宜しいでしょうか。	「様式5 「構成員等の制限」に係る確認書」においては、「株式会社」を「(株)」と表記しても構いません。 また、同様式においては、複数枚となる場合にあっても、袋とじや契印は不要です。 (「様式12 委任状(応募グループの構成員の代表者から代表企業代表者への委任)」が複数枚となる場合にあつては、袋とじとし、契印を押印ください。)
5		様式11 委任状(本店代表者から支店等代表者への委任)	委任状提出の企業が複数の場合、通し番号が必要でしょうか。	「様式11 委任状(本店代表者から支店等代表者への委任)」において、通し番号は不要です。

No.	頁	項目	質問内容	回答
6		様式 12 委任状 (応募グループの構成員の代表者から代表企業代表者への委任)	用紙が複数枚となる場合には、袋とじとし、契印を押印とのことですが、契印は代表企業のみで宜しいでしょうか。	「様式 12 委任状(応募グループの構成員の代表者から代表企業代表者への委任)」が複数枚となる場合にあっては、代表企業を含む構成員全員の契印を捺印ください。
7		様式 18 施設整備費内訳書 (「合計」欄の記載方法について)	第 1 回質問回答では「後段の「合計 消費税込み」欄については、単に「合計 消費税抜き」欄の金額に 1.08 を乗じた金額を記入するのではなく、費用別に消費税の課税対象となる否かを考慮した金額を記入してください。」とありますが、「設計業務委託契約書」「工事監理業務委託契約書」「建設工事請負契約書」は、様式 18「施設整備費内訳書」に記載した各業務費(各契約の対象項目に係る金額の合計)に 1.08 を乗じた金額で締結できると理解してよろしいでしょうか。	「設計業務委託契約書」、「工事監理業務委託契約書」及び「建設工事請負契約書」においても、「様式 18 施設整備費内訳書」に記載された各業務費に単に 1.08 を乗じた金額で契約を締結するのではなく、消費税の課税対象となる否かを考慮した金額で契約を締結することを予定しています。
8		様式 20 運營業務費内訳書 (「合計」欄の記載方法について)	第 1 回質問回答では「後段の「合計 消費税込み」欄については、単に「合計 消費税抜き」欄の金額に 1.08 を乗じた金額を記入するのではなく、費用別に消費税の課税対象となる否かを考慮した金額を記入してください。」とありますが、「運營業務委託契約書」は、様式 20「運營業務費内訳書」に記載した金額の合計に 1.08 を乗じた金額で締結できると理解してよろしいでしょうか。	「運營業務委託契約書」においても、「様式 18 施設整備費内訳書」に記載された各業務費に単に 1.08 を乗じた金額で契約を締結するのではなく、消費税の課税対象となる否かを考慮した金額で契約を締結することを予定しています。
9		様式 28 地域経済・社会への貢献に関する提案書 (市内企業の定義について)	「市内企業」は、市内に本店を有する業者を意味すると回答に記載されておりますが、構成員である建設企業の参加資格要件において「市内業者及び準市内業者にあつては 1,000 点以上」と同等の資格要件になっておりますので、準市内業者の建設企業(構成員)も「市内企業」に含むことをお認め頂けますでしょうか。	「市内企業」は、市内に本店を有する業者を意味するものであり、準市内業者は含んでいません。 本様式においては、「市内企業」への発注予定や発注金額を記載することを求めるものです。

No.	頁	項目	質問内容	回答
10		様式 28 地域経済・社会貢献に関する提案書	市内企業への発注予定及び金額について、第 1 回目の回答(様式集に関する質問回答No.12)では「『市内企業』は、市内に本店を有する業者を意味します」とありますが、入札説明書 P9 に記載されている建設企業の参加資格要件では、「松阪市建設工事等発注基準に基づく建築一式工事に係る資格総合点数が、市内業者及び準市内業者にあっては 1,000 点以上」となっており、市内企業と準市内業者の扱いが同等となっております。 上記の要件から、建設企業として準市内業者が参画する場合、様式 28 に記載する「市内企業への発注予定及び発注金額」として、「準市内業者の建設企業への発注予定及び発注金額」を含めることを認めていただけないでしょうか。	上記No.9 の回答をご参照ください。
11		様式 28 地域経済・社会への貢献に関する提案書 (市内企業の発注金額について)	構成員及び構成員からの再委託や一次下請の企業への発注金額を記載とありますが、市内企業の構成員の発注金額と当該市内企業の構成員から市内企業への再委託・下請する場合の発注金額を二重計上しても構わないという理解でよろしいでしょうか。 また、二重計上しない場合の発注金額の算定方法について、ご教示下さい。	「構成員が市内企業の場合にあっては当該構成員の契約額」及び「構成員が市内企業以外の場合にあっては当該構成員からの市内企業への再委託や一次下請の発注金額」を合算した金額を記載してください。 構成員からの再々委託や二次下請は含めず、二重計上しない金額を記載してください。

※「落札者決定基準」、「基本契約書(案)」、「設計業務委託契約書(案)」、「工事監理業務委託契約書(案)」、「維持管理業務委託契約書(案)」及び「運営業務委託契約書(案)」に関する質問はありませんでした。

<別紙1 配膳用ワゴンの台数>

(単位：台)

学校名	配膳用ワゴンの台数
豊地小学校	8
中川小学校	13
豊田小学校	7
中原小学校	7
天白小学校	9
鶴小学校	ランチルーム
小野江小学校	7
米之庄小学校	ランチルーム
嬉野中学校	10
三雲中学校	10

※ランチルームの場合は、要求水準では「学級毎の配膳ワゴンに仕分け運搬し」とありますが、ワゴンに仕分けるのではなく配送されたコンテナからランチルームにある配膳台へ学級毎に仕分けを行ってもらうこととなります。

※配膳用ワゴンの台数については、将来的に学級数の変動等に伴い、変更があります。